

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	都留市

都留市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 都留市 産業課 農林振興担当
所在地 都留市上谷一丁目1番1号
電話番号 0554-43-1111
FAX番号 0554-43-5049
メールアドレス nourin@city.tsuru.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、 ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、 ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山梨県都留市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜類	192千円 9a
イノシシ	水稲	443千円 111a
	野菜類	44千円 2a
ニホンジカ	水稲	443千円 111a
	野菜類	93千円 4a
ハクビシン	野菜類 人家屋根裏等のへの住み着き 農作物被害	不明
タヌキ	野菜類	不明
アナグマ	野菜類	不明
アライグマ	野菜類 人家屋根裏等のへの住み着き 農作物被害	不明
ツキノワグマ	人の生活圏での出没による 農作物被害のほか、人的被害の恐れ、生活不安	不明

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>「ニホンザル」 市内におけるニホンザルの群れは、西桂郡、加畑群、金井群、小形山群及び田野倉群の5つが確認されており、主に市内北西部の禾生、宝、谷村、東桂地区を行動圏としているため、農作物被害等の発生個所もそれと重なる。</p>
--

年間を通して、目撃情報が寄せられており、人慣れが進んだ個体も見受けられ、農作物被害の他、人的被害の恐れ、生活不安の被害も認められる。

「イノシシ」

農作物被害は市内全域で発生しており、里山に近い縁辺部での被害発生が多い傾向にある。

また、農作物被害のほか、農業用工作物や、石垣、住宅の壁等への被害、また、庭掘り返し等による生活被害も多い。

「ニホンジカ」

個体数の増加が顕著であり、市街地を除いたほぼ市内全域での農作物被害の発生がある。

農作物被害のほか、道路やその周辺での目撃や、マダニを媒介しての感染症への生活不安もある。

「ハクビシン・タヌキ・アナグマ」

各種小動物による被害は、市内全域で通年報告されている。人家の屋根裏への住み着き等の生活被害も報告されているため、有害個体の捕獲圧を強めていく必要がある。

「アライグマ」

市内にどの程度生息しているかについては把握できていないが、毎年数頭捕獲され、顕著な増加は見られないが、一定数生息していると考えられる。

特定外来生物であるため、目撃報告等があった際には、確実に駆除するための活動を実施していく。

「ツキノワグマ」

主に山林に近い地域で毎年一定数の目撃報告がある。

農作物被害についての報告は現状ほぼないが、近年国内で人身被害等について複数報道され、人家周辺での出没等で住民に与える影響が非常に大きい。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ニホンザル	192千円 9a	173千円 8a
イノシシ	487千円 113a	439千円 102a
ニホンジカ	538千円 115a	484千円 104a
ハクビシン	0千円 0a(不明)	0千円 0a
タヌキ	0千円 0a(不明)	0千円 0a
アナグマ	0千円 0a(不明)	0千円 0a
アライグマ	0千円 0a(不明)	0千円 0a
ツキノワグマ	0千円 0a(不明)	0千円 0a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制としては東部猟友会都留支部の会員を中心に構成される「都留市鳥獣被害対策実施隊」が実施している。</p> <p>被害報告等があった際には対策方法等を伝え、被害発生箇所での指導、協議会で整備している檻等の捕獲用具の貸与を適宜行う。</p> <p>さらに、被害農家等から直接猟友会への捕獲依頼を促すことで、被害発生箇所での加害鳥獣への迅速な対応を行う。</p> <p>捕獲機材の導入については、その年の状況を踏まえ、くくりわなや箱わなを購入し、貸し出しを行っている。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法については、猟友会の捕獲を行った者に一任しているが、都留市と大月市が共同で運営しているご</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊員数の高齢化が顕著であり、新規狩猟者も増えてはいるが、状況を改善するには至っていない。</p> <p>多くの市民が、野生鳥獣による被害は行政の責任といった意識があるため、今後は防除柵による自己防除や、放置された野菜や果物等の誘因物の除去の重要性を広く周知する必要があると考える。</p>

	<p>み処理施設でも捕獲鳥獣の処理の受け入れが可能な体制が整った。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>有害鳥獣による被害防止の効果的な手段の一つとして、防護柵の設置を推奨しており、防護柵の設置を希望する個人及び団体に対し、資材購入費の補助を予算の範囲内で行う。</p> <p>中山間地域総合整備事業で西部地区（宝・東桂地区）において、約21,000mのニホンザル・イノシシ・ニホンジカ用の電気柵を整備しており、地元住民による計画的な管理によって、効果的な防除効果を上げている。この地区をモデル地区として捉え、今後、東部地区についても整備を行う。</p> <p>また、毎年継続して動物駆逐用煙火講習会を実施しており、地域住民自らが追い払い活動を行う体制を整えることで、鳥獣被害に強い地域づくりを目指している。</p>	<p>中山間地域総合整備事業で防護柵を整備された箇所については高い効果を発揮しているが、完全なものではなく、設置後の維持管理にも労力を要する。</p> <p>当該事業計画の対象にはなっていない地域においても個人での防除柵の設置が進んでいるが、金銭的負担、周辺環境、鳥獣害に対する理解等、課題は多い。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>本市は中山間地域であり、山際の農地が山林化し、山と里の境界が不明瞭になっていることも有害鳥獣による被害の原因の一つとなっており、市の補助メニューの一つとして緩衝帯の設置がある。</p> <p>また、有害鳥獣を誘因する原因となっている放任果樹の除去に関しても、HP等で周知を図り、地域住民による除去を促している。</p>	<p>緩衝帯の設置は、耕作放棄地等の民有地は対応できないことや、緩衝帯設置についての理解が進んでおらず、引き続き周知を続けていく必要がある。</p> <p>放任果実に除去についても、市内各所でみられる状況であり、同様に引き続き周知を続けていく必要がある。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

都留市は、ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ等の様々な野生動物の生息地であるため、人間と野生動物が共存できる環境づくりが重要であるので、緩衝帯の整備や生き物の住みやすい森づくりを進めていく。

また、中山間地域であるため、防護柵等の鳥獣害防止施設も農地に必要な設備の一つと捉えた農地形成を目指す必要があり、防護柵等の設置及び管理についての知識の啓蒙に努める。

中山間地域総合整備事業において、東部地区への電気柵の設置を進め、東部地区での被害の減少を図る。

東部猟友会都留支部、都留市鳥獣被害対策実施隊との連携も強め、有害鳥獣捕獲及び管理捕獲のより効果的な実施による生息数の適性化を図り、若手の狩猟者が参入しやすい環境を整える。

動物駆逐用煙火による追い払いについては、今後煙火講習会の実施を継続し、地域住民が主体となって取り組んでいく体制を作る。

ハクビシン・タヌキ・アナグマについては、誘引物の管理を徹底していく中で、防護柵等の対策を講じても被害が収まらない場合などは、適宜捕獲活動を進めていく。

アライグマについては、特定外来生物のため、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、適切な対応を講じていく。

ツキノワグマについては、出没した際の影響が非常に大きく、報道等の影響を受け不確かな目撃情報が続くため、慎重な情報公開に努めつつ、緊急銃猟等の対応について整備していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

「都留市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、実施隊は市長の要請により隊長が隊員を招集し、対象鳥獣の捕獲等を行う。

実施隊員は、①産業課長及び市の職員のうちから市長が指名する者

②被害防止計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者（非常勤職員）のうちから市長が任命する者からなり、対象鳥獣捕獲員については、実施隊員であって、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者の中から、市長が指名又は任命する。実施隊にあつては、実施隊の業務を統括する隊長（産業課長）と副隊長が置かれ、出動にあつては、隊長が隊員の編成を行い、隊員は隊長の指揮の下に組織的に活動を行う。

ニホンザル・イノシシ・ニホンジカは、特定鳥獣保護管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整し、鳥獣保護法第9条第1項に規定する「特定鳥獣の数の調整の目的」で捕獲を実施する。

ハクビシン・タヌキ・アナグマについては、近年において、農作物被害報告が増加傾向であり、被害の状況を見極め「有害鳥獣捕獲」により適宜捕獲活動を進めていく。

アライグマについては、特定外来生物であり、近隣市町村でも被害を出しているため、被害の拡大を防ぐためにも、強力な捕獲圧をかける。

ツキノワグマについては、県と協議しつつの加害獣のみの捕獲に留め、市街地での出没については県、猟友会、警察等と連携した対応にあたる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ ツキノワグマ	<p>地元住民自身による追い払いを支援するため、動物駆逐用煙火講習について、広報やホームページ、SNS等で周知し、継続して開催していく。</p> <p>捕獲の担い手に関しては、新規狩猟者確保助成金の活用により新規狩猟免許取得者の確保を図り、地域の猟友会にて育成を行う。</p> <p>また、捕獲檻等の捕獲資機材を導入し、捕獲を進めることにより生息数の適正化を支援していく。</p>
9年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ ツキノワグマ	<p>地元住民自身による追い払いを支援するため、動物駆逐用煙火講習について、広報やホームページ、SNS等で周知し、継続して開催していく。</p> <p>捕獲の担い手に関しては、新規狩猟者確保助成金の活用により新規狩猟免許取得者の確保を図り、地域の猟友会にて育成を行う。</p> <p>また、捕獲檻等の捕獲資機材を導入し、捕獲を進めることにより生息数の適正化を支援していく。</p>
10年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ ツキノワグマ	<p>地元住民自身による追い払いを支援するため、動物駆逐用煙火講習について、広報やホームページ、SNS等で周知し、継続して開催していく。</p> <p>捕獲の担い手に関しては、新規狩猟者確保助成金の活用により新規狩猟免許取得者の確保を図り、地域の猟友会にて育成を行う。</p> <p>また、捕獲檻等の捕獲資機材を導入し、捕獲を進めることにより生息数の適正化を支援していく。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

近年の捕獲実績

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
ニホンザル	3	44	47	0	49	49	14	30	44
イノシシ	33	55	88	51	43	94	39	69	108

ニホンジカ	190	307	497	34	296	330	220	306	526
ハクビシン	32	-	32	28	-	28	31	-	31
タヌキ	31	-	31	21	-	21	23	-	23
アナグマ	37	-	37	27	-	27	31	-	31
アライグマ	5	-	5	1	-	1	3	-	3
ツキノワグマ	0	-	0	1	-	1	1	-	1
捕獲総数	331	406	737	163	388	551	362	405	767

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンザル</p> <p>山梨県特定鳥獣（ニホンザル）管理計画によると、市内では5群確認されており、現地の話によるとさらに群れが分裂している可能性もある。</p> <p>個体によっては人を見ても恐れず、威嚇をする等も報告もあることから、人馴れが進みつつある懸念もあり、継続的な追い払い活動及び、加害個体の選択的な捕獲を継続していく。</p> <p>イノシシ</p> <p>市内全域で農作物被害及び生活被害が報告され続けている。</p> <p>山梨県特定鳥獣（ニホンザル）管理計画に基づき、継続して捕獲圧をかけ続け、里山のイノシシの密度を減らしていく。</p> <p>ニホンジカ</p> <p>管理・有害捕獲等による捕獲も進んでいるが、依然として個体数の増加が続いているように推察される。</p> <p>市内全域で、農作物被害や生活被害が報告されており、強い捕獲圧をかけ続けいく必要があると考えられる。</p> <p>ハクビシン・タヌキ・アナグマ</p> <p>ハクビシン、タヌキ及びアナグマについては、市内全域での農作物被害に加え、人家敷地内等への住み着きが報告されており、今後も継続して農地及び人家周辺を生息域とする加害個体を中心に捕獲していく。</p> <p>アライグマ</p> <p>特定外来生物に指定されているため、目撃情報及び農作物被害が確認された場所で徹底した捕獲活動を実施することで、個体数及び被害の減少を図り、野外からの排除を目指すこととする。</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>農作物被害はほぼ報告はないが、山林付近での目撃情報が度々あり、人身事故の可能性があり、個体の目撃のみでなく、足あとなどの痕跡だけでも住民に与える影響が大きい。</p> <p>第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき、加害獣に限り選択的に捕獲を行うものとするが、近年の全国的なヒグマ及びツキノワグマの出没及び被害を受け、慎重に対応を行っていくものとする。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	各年度：管理捕獲40頭、有害駆除捕獲10頭 (ただし、各年度、管理捕獲は県から指示される頭数、有害駆除については被害状況により検討する)		
イノシシ	各年度：管理捕獲60頭、有害駆除捕獲40頭 (ただし、各年度、管理捕獲は県から指示される頭数、有害駆除については被害状況により検討する)		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲350頭、有害駆除捕獲250頭 (ただし、各年度、管理捕獲は県から指示される頭数、有害駆除については被害状況により検討する)		
ハクビシン	各年度：有害駆除捕獲30頭 (ただし、各年度被害状況により検討する)		
タヌキ	各年度：有害駆除捕獲30頭 (ただし、各年度被害状況により検討する)		
アナグマ	各年度：有害駆除捕獲30頭 (ただし、各年度被害状況により検討する)		
アライグマ	各年度：防除頭数 10頭 (ただし、山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、上記頭数に限らず、完全排除を目指す)		
ツキノワグマ	各年度：有害駆除頭数 ー 頭 ツキノワグマ保護管理指針により、捕獲計画はない。 繰り返しの目撃、市街地での目撃、被害等が発生した際には山梨県等関係機関と連携し、学習放獣を含め対応を検討していく。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

対象鳥獣	捕獲等の取組内容		
	捕獲手段	捕獲期間	捕獲場所
ニホンザル	中型動物用箱わな 銃器による捕獲	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害発生時	各郡（小形山、金井、加畑、西桂、田野倉）生息地、他被害発生地

イノシシ	大型動物用箱わな くくりわな 銃器による捕獲（山林のみ）	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害発生時	里山や耕作放棄地周辺山間地
ニホンジカ	大型動物用箱わな くくりわな 銃器による捕獲（山林のみ）	管理捕獲は年間 有害駆除捕獲は被害発生時	里山や耕作放棄地周辺山間地
ハクビシン	小動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
タヌキ	小動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
アナグマ	小動物用箱わな	被害発生時	被害発生場所
アライグマ	小動物用箱わな 専用捕獲器	被害発生時	被害発生場所
ツキノワグマ	大型動物用箱わな 専用捕獲檻	被害発生時	被害発生場所

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
都留市	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	令和 7 年 12 月現在、中山間地域総合整備事業により都留市東部地域での整備について、地域説明会の開催、場所の選定中。順次整備を行う。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	整備地区の自治会、保全会と委託契約を結び、地域住民による定期的な点検、維持管理を行うとともに、必要に応じ動物駆逐用煙火による追い払い活動を行う。		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8 年	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ ツキノワグマ	<p>被害発生地での、獣害対策についての助言や、猟友会と協力しての捕獲活動。</p> <p>残渣や未収穫の野菜等の適切な処理について市広報やホームページでの周知を図るとともに、既存の電気柵等の防除施設の適切な管理体制を構築する。</p> <p>また、協議会により捕獲用具及び追い払い用備品等を整備して貸与することで、都留市鳥獣被害対策実施隊による効果的な捕獲体制、農家自身による追い払い体制の強化を図る。</p> <p>ツキノワグマについては、市内に生息していることとその生態について市広報やホームページでの周知を図るとともに、度重なる目撃があったとき、被害発生があった際には県、猟友会、警察等と連携し対応を検討していく。</p>

9年	同上	令和8年度までの活動を継続するとともに、増加が懸念されているニホンジカ及びアライグマ等についても生息・被害状況を把握し、現状に即した対策を実施していく。
10年	同上	前年度までの活動を継続するとともに、増加が懸念されているニホンジカ及びアライグマ等についても生息・被害状況を把握し、現状に即した対策を実施していく。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

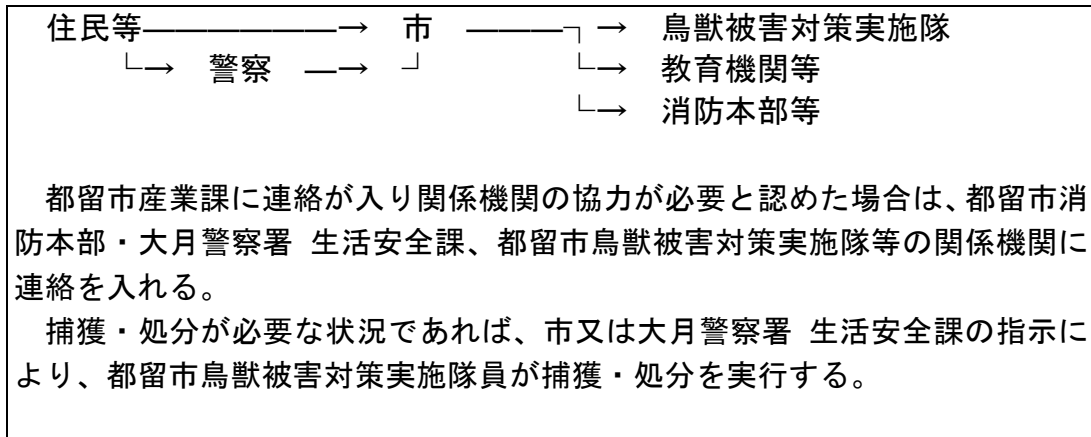
関係機関等の名称	役割
都留市産業課	情報の収集 関係機関への連絡 住民の安全確保（広報活動等）
都留市消防本部	防災無線放送 防災つるメールの配信 住民の安全確保（広報活動等） 消防団への協力要請
大月警察署生活安全課	住民の安全確保 捕獲・処分等の指示
都留市鳥獣被害対策実施隊	捕獲・処分

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ及びニホンジカ等の大型獣類については、埋却・処分施設への搬入等の適切な処分を実施する。

ニホンザル・ハクビシン・タヌキの小型獣類については、可能な限り焼却施設に依頼して焼却により処分を実施する。

アライグマについては、林務環境事務所に搬送し調査した後に適切な処分を実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は、それぞれの基準を満たす食肉・皮等の加工用施設が近隣になく、食品等への利用は困難な状況である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	処理施設整備の体制が整い次第、食品利用を積極的に進めていく。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

現状、採算の合う処理加工施設の運営体制が整っておらず、現状は人材及び情報の確保を目標とする。(地域おこし協力隊制度等の活用を検討)

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・処理加工に携わる者の育成
地域おこし協力隊制度等を活用した人材の確保や、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した講習や研修会の開催による人材育成を行う。
・捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成
処理加工施設の整備体制が整い次第、捕獲を実施する鳥獣被害対策実施隊に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した講習や研修会の開催し人材育成を行う。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
都留市産業課	計画全体の総括 被害状況等の取りまとめ 協議会事務局
都留市農業委員会及び 農地利用最適化推進委員	農業者等からの意見集約
東部猟友会都留支部	狩猟に関すること、有害鳥獣捕獲の実施
都留市鳥獣被害対策実施隊	管理捕獲、有害鳥獣捕獲、追い払いの実施
鳥獣保護員	捕獲に関する指導・助言
クレイン農業協同組合	対象地域を巡回し情報提供
鳥獣害防止技術指導員	有害鳥獣関連の情報提供
株式会社 プロテクトJ	有害鳥獣関連の情報提供
富士・東部農務事務所	農業分野に関する技術的支援
富士・東部林務環境事務所	林業分野に関する技術的支援

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県富士山科学研究所	有害鳥獣関連の情報提供
山梨県総合農業技術センター	有害鳥獣関連の情報提供
NPO法人甲斐けもの社中	有害鳥獣関連の情報提供、追い払い

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成26年4月1日から「都留市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、令和7年度12月現在において隊員数は103名である。</p> <p>隊員は①都留市産業課長及び市の職員のうちから市長が指名する者</p> <p>②本計画に基づく被害防止施策への積極的な参加が見込まれる者のうちから市長が任命する者をもって充て、このうち、狩猟免許を受け、かつ、狩猟事故に係る損害賠償能力を有している者のうちから対象鳥獣捕獲員を市長が指名又は任命する。</p> <p>構成としては、東部猟友会都留支部及び川棚集落の農家である。</p> <p>活動内容は、①鳥獣の被害防止に関する業務</p> <p>②地域住民と連携した追い払い活動に関する業務</p> <p>③鳥獣の捕獲及び駆除に関する業務</p> <p>④鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するために緊急的に行う必要がある業務</p> <p>⑤その他鳥獣による被害を軽減させるために必要と認める業務とする。</p>

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲活動を担う鳥獣被害対策実施隊について高齢化が進んでおり、活動を継続していくにあたり、担い手の確保が課題となっている。

現在の隊員が活動を継続し、さらに新たな担い手が参入しやすい環境を整えるよう支援を継続していく。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

山梨県、山梨県富士山科学研究所、近隣市町村等の関係機関との連携を密にして、被害防止に有効であると認められるものについては、積極的に活用を検討していく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。